

## 一般社団法人諏訪観光協会商標使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人諏訪観光協会（以下「協会」という。）が「諏訪湖の花火」ブランドの保護及び向上並びに利用促進を図るため、管理（所有）する登録商標（以下「商標」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(商標)

第2条 協会が管理する商標については、別表第1に掲げるものとする。

2 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分については、別表第2に掲げるものとする。

(商標に関する権限)

第3条 当該商標に係る商標権は、一般社団法人諏訪観光協会、諏訪湖温泉旅館協同組合、諏訪商工会議所及び諏訪市が共有する。

2 協会は、前項の共有者を代表して商標の管理及び使用許諾に関する事務を行う。

(商標の使用)

第4条 商標を使用しようとする者（以下「商標使用者」という。）は、あらかじめ次条に規定する「諏訪湖の花火」商標使用事業者登録（以下「事業者登録」という。）を受けた後で、商標使用承諾申請を行い、協会会長から商標使用承諾を受けなければならない。

2 次の各号に該当する者は、事業者登録の手続きのみ省略することができる。ただし、商標の使用にあたっては第11条に規定する商標使用承諾申請を行わなければならない。

(1) 全国新作花火に協賛金50万円以上を協賛している事業所及び団体

(2) 諏訪市が広報及び宣伝等に使用する場合

(3) 長野県内の地方公共団体及び観光協会等が使用する場合

(4) 報道機関が報道及び広報のために使用する場合

(5) その他協会会長が適当と認めた場合

(事業者登録の申請)

第5条 前条の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録申請書（様式第1号）により、協会会長に提出しなければならない。

2 協会会長は、前項に規定する申請を行った者（以下「登録申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(事業者登録の手続き)

第6条 協会会長は、第5条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、事業者登録の可否を決定するものとする。

2 協会会長は、前項の決定を行ったときは、「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録通知書（様式第2号）又は「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録拒否通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の決定は最終とし、申請者はこれに対し異議を申し立てることができない。

4 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

（事業者登録の制限）

第7条 協会会長は、登録申請者（申請者が法人等である場合は、その役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると合理的に認められる場合は、事業者登録を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第4号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

(6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(7) 法令又は公序良俗に反する行為を行う者

(8) 宗教活動又は政治活動に利用するおそれがある者

(9) 特定の個人又は団体の売名行為に利用するおそれがある者

(10) その他、商標の適正な管理又はブランド価値の維持の観点から、事業者登録が不当であると協会会長が合理的に認める者

2 協会会長は、前項の規定により事業者登録を行わない場合は、「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録拒否通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 協会会長は、前各号の確認のため、登録申請者に対し反社会的勢力排除に関する誓約書の提出その他必要な資料の提出を求めることができる。

（事業者登録内容の変更等）

第8条 登録事業者は、事業者登録を受けた後で、当該事業者登録の内容に変更があった場合は、「諏訪湖の花火」登録商標使用事業者登録変更申請書（様式第4号）により、協会会長に提出しなければならない。

2 協会会長は、前項の規定により変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、適正と認める場合は登録事業者の内容について変更を行うものとする。

3 協会会長は、前項に規定する変更登録を行った場合は、「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者変更通知書（様式第5号）により当該登録事業者に通知するものとする。

（登録料及び登録料の納付）

第9条 事業者登録をする際の登録料は、5,000円とする。

2 登録事業者は、事業者登録を受けた日から10日以内に、協会が指定する口座に登録料を振り込まなければならない。

3 振込手数料は登録事業者が負担するものとする。

4 途中で次条の規定により事業者登録を取り消された場合でも登録料は返金しない。

(事業者登録の解除)

第10条 協会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が本規程に違反した場合

(2) 申請内容に虚偽があった場合

(3) その他登録に対して不相当であると認められた場合

(使用承諾の申請)

第11条 商標の使用承諾を受けようとする者は、第4条第2項に該当する者を含め、使用を希望する商標について「諏訪湖の花火」商標使用承諾申請書(様式第6号)を協会会長に提出し、その承諾を受けなければならない。この場合、商品又は商品の写真等を添付しなければならない。

2 協会会長は、前項の申請内容を審査し、使用の諾否を決定し、「諏訪湖の花火」商標使用承諾通知書(様式第7号)又は「諏訪湖の花火」商標使用拒否通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(使用の制限)

第12条 協会会長は、次の各号のいずれかに該当するおそれのある場合は、商標の使用を承諾しないものとする。

(1) ブランドイメージを傷つけるおそれのある場合

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合

(3) 身体等に危害が及ぶおそれがある場合

(4) 宗教活動又は政治活動等に使用する場合

(5) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合

(6) 事業所等が自己のシンボルマークとして使用するおそれがある場合

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(同条第1項第4号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合

(8) その他商標の使用が不相当と協会会長が認める場合

(使用上の遵守事項)

第13条 商標使用の承諾を受けた者は、商標の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令を遵守し、対象となる商標の取り消しを招くことのないよう努めること

(2) 第三者が対象となる商標に係る商標権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為を

発見したときは、直ちに協会にその旨を連絡すること。

(3) 対象となる商標を使用する商品等の瑕疵を起因として、第三者に損害を与えたときは、これに対して商標使用者が全責任を負い、協会は一切の責任を負わないこと。

(4) 協会が求めたときは、対象となる商標の使用実態を報告し、又は商品等を提出すること。

(5) 対象となる商標の使用に際して、故意又は過失により協会に損害を与えたときは、商標使用者がその責任を賠償すること。

(6) 対象となる商標は、商標使用承諾通知書に記載の目的に沿ってのみ使用すること。

(使用承諾の取消し)

第 14 条 協会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾を取り消すことができる。

(1) 商標使用者が本規程に違反した場合

(2) 申請内容に虚偽があった場合

(3) その他使用に対して不相当であると認められた場合

2 前項の規定により使用承諾が取消しになった者は、協会の指示に従い、速やかに当該商標を付した商品等を廃棄しなければならない。

(責任の制限)

第 15 条 協会は、前条の規定により使用承諾を取り消したことに伴い商標使用者に生じた損害について、協会の故意又は重過失による場合を除き、損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

(承諾内容の変更)

第 16 条 商標使用者は申請書の内容について変更のある場合は、あらかじめ「諏訪湖の花火」商標使用変更承諾申請書(様式第 9 号)を提出し、協会会長の承諾を受けるものとする。

2 協会会長は、前項に規定する商標使用の変更を承諾した場合は、「諏訪湖の花火」商標使用変更承諾通知書(様式第 10 号)により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

(使用承諾期間)

第 17 条 商標の使用承諾期間は、使用の承諾を受けた日から 1 年とする。ただし、使用期間が限定されている場合は、協会会長は当該使用承諾の期間を短縮することができる。

2 商標使用者が使用承諾期間の更新を希望する場合は、期間満了日の 30 日前までに、「諏訪湖の花火」商標使用承諾申請書(様式第 6 号)を協会会長に提出しなければならない。

3 協会会長は、前項の申請内容を審査し、更新の可否を決定し、「諏訪湖の花火」商標使用承諾通知書(様式第 7 号)又は「諏訪湖の花火」商標使用拒否通知書(様式第 8 号)を交付するものとする。

(使用料)

第 18 条 商標使用は有料とし、使用料は次に定めるとおりとする。なお、使用料は、商標を使用する商品又は作成物ごとに発生するものとし、複数品目を使用する場合は品目ごとに申請及び使用料の納付とする。

(1) 諏訪観光協会及び諏訪商工会議所会員(以下、協会員という。)

	1 申請当たり	前条で定める期間につき	3,000円
(2) 諏訪市内事業所	1 申請当たり	同	15,000円
(3) 諏訪市外事業所	1 申請当たり	同	30,000円

2

(減免使用)

第 19 条 協会会長は、以下の場合は商標の使用を無償又は減額することができる。

(1) 第 4 条第 2 項に定める商標使用者に該当する場合

(2) その他、公益性が高いと認められる場合又は協会会長が適当と認めた場合

(使用料の納付)

第 20 条 商標使用者は、使用承諾を受けた日から 10 日以内に、第 18 条の規定により算出した使用料を協会が指定する口座に振り込まなければならない。

2 振込手数料は、商標使用者が負担するものとする。

3 途中で商標の使用をやめた場合又は使用承諾を取り消された場合でも、使用料は返金しない。

(権利譲渡の禁止)

第 21 条 商標使用者は、商標使用承諾に基づく使用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(無断使用)

第 22 条 商標使用者が承諾を得ずに商標を使用したことに起因して商標権の侵害又は侵害するおそれのある行為が生じ、協会が当該行為に対して措置を講じた場合において、商標使用者に損害が生じても、協会の故意又は重過失による場合を除き、協会は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

2 協会は、無断使用者に対し、商標権侵害に基づく差止請求、損害賠償請求その他必要な法的措置を講じることができる。

(使用の非独占性)

第 23 条 商標使用者が受ける商標の使用承諾は非独占的なものであり、協会は、同一又は類似の用途について、他の者に対しても自由に商標の使用を許諾することができる。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年6月22日から施行する。

別表第1

諏訪湖の花火
--------

別表第2

商標名	商標及び 役務区分	指定商品または指定役務	登録番号
諏訪湖の花火	第14類	キーホルダー、貴金属製記念カップ、貴金属製記念たて、身飾品（「カフスボタン」を除く。）	
	第16類	紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、文房具類	
	第18類	レーザークロス、皮革製包装用容器、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、傘	
	第20類	クッション、座布団、まくら、マットレス、うちわ、扇子、つい立て	
	第24類	布製身の回り品、のぼり及び旗（紙製のものを除く。）	
	第25類	洋服、和服、帽子、げた	
	第28類	おもちゃ、人形	
	第29類	菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）、乳製品、寒天、加工野菜及び加工果実	
	第30類	茶、コーヒー、ココア、菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、みそ、香辛料、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ	
	第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料	
	第33類	清酒、焼酎、合成清酒、白酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒	
	第43類	宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供、会議室の貸与、展示施設の貸与、おしぼりの貸与、タオルの貸与	

様式第1号(第5条関係)

「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録申請書

年 月 日

一般社団法人諏訪観光協会

会長 様

私(私を代表とする法人・団体)は、「諏訪湖の花火」商標登録の使用許諾申請にあたり、それらの利用に関する規程に定める内容を承諾の上、一般社団法人諏訪観光協会商標使用に関する規程第5条の規定により、下記及び添付書類のとおり諏訪湖の花火商標登録使用事業者としての登録を申請します。

記

1. 申請者

住所	
(フリガナ)	
法人・団体名	
(フリガナ)	
代表者 役職・氏名 (個人の場合、申請者氏名)	

2. 事業の概要

事業目的			
資本金額	円	従業員数	名
URL			

3. 担当者連絡先

(フリガナ)		(フリガナ)	
所属部署名		役職・氏名	
住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

様式第2号 (第6条2)

## 「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録通知書

(登録事業者番号： )

下記の者について、「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者として登録したことを通知いたします。

記

【1】登録事業者名 : \_\_\_\_\_

【2】代表者名 : \_\_\_\_\_

【3】所在地 : \_\_\_\_\_

【4】登録日 : 年 月 日

注意事項： ・登録内容に変更が生じた場合は速やかに変更申請を行うこと。  
・登録のみでは商標を使用できません。別途使用承諾申請が必要です。

年 月 日

一般社団法人 諏訪観光協会  
会 長

印

様式第3号(第7条2)

「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録拒否通知書

下記の申請者について、事業者登録を拒否したことを通知いたします。

記

- 【1】申請者名 : \_\_\_\_\_
- 【2】代表者名 : \_\_\_\_\_
- 【3】所在地 : \_\_\_\_\_
- 【4】拒否理由 : \_\_\_\_\_

年 月 日

一般社団法人 諏訪観光協会  
会 長

印

様式第4号(第8条関係)

「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者登録変更申請書

年 月 日

一般社団法人諏訪観光協会  
会長 様

私（私を代表とする法人・団体）の諏訪湖の花火商標登録使用事業者登録情報について、下記のとおり変更がありましたので、一般社団法人諏訪観光協会商標使用に関する規程第8条の規定により、登録変更を申請します。

記

1. 登録事業者番号

--

2. 申請者

住所	
(フリガナ)	
法人・団体名	
(フリガナ)	
代表者 役職・氏名 (個人の場合、申請者氏名)	

3. 担当者連絡先

(フリガナ)		(フリガナ)	
所属部署名		役職・氏名	
住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

4. 変更した部分

変更項目	変更前	変更後
------	-----	-----

<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 事業の概要 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他		
---	--	--

様式第5号(第8条3)

## 「諏訪湖の花火」商標登録使用事業者変更通知書

下記の登録事業者について、登録内容を変更したことを通知いたします。

記

【1】登録事業者番号 : \_\_\_\_\_

【2】登録事業者名 : \_\_\_\_\_

【3】変更内容  
変更前 : \_\_\_\_\_

変更後 : \_\_\_\_\_

【4】変更日 : 年 月 日

年 月 日

一般社団法人 諏訪観光協会  
会 長

印

「諏訪湖の花火」商標使用承諾申請書

年 月 日

一般社団法人諏訪観光協会  
会長 様

申請者 (登録事業者番号 )  
住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号 FAX 番号

貴協会が所有する「諏訪湖の花火」に関する商標について、次の内容にて使用したいので、一般社団法人諏訪観光協会商標使用に関する規程第11条の規定により申請します。

なお、使用にあたって一般社団法人諏訪観光協会商標使用に関する規程を遵守することを誓約します。

使用分類	第 類
使用する商標	諏訪湖の花火
使用目的及び内容（作成物等）	
作成数量及び販売内容 （価格、販路、対象先等）	
商標使用期間	使用承諾を受けた日 ~ ※最長で承諾を受けた日から1年間
担当者	所属： 氏名： 電話： メールアドレス：

(注意事項)

- 1 商標の使用内容（作成物）毎に申請すること。
- 2 上記内容以外に使用する際は、別に申請書を提出すること。
- 3 上記内容における企画書、または写真等分かるものを一緒に提出すること。
- 4 数品目ある場合は、1品目ごとに申請すること。



様式第8号 (第 11 条2)

## 「諏訪湖の花火」商標使用拒否通知書

下記の申請者について、商標使用を拒否したことを通知いたします。

記

- 【1】申請者名 : \_\_\_\_\_
- 【2】代表者名 : \_\_\_\_\_
- 【3】所在地 : \_\_\_\_\_
- 【4】拒否理由 : \_\_\_\_\_

年 月 日

一般社団法人 諏訪観光協会  
会 長

印

様式第9号(第16条関係)

「諏訪湖の花火」商標使用変更承諾申請書

年 月 日

一般社団法人諏訪観光協会

会長

様

申請者 (登録事業者番号 )

住 所

事業所名

代表者名

電話番号

FAX番号

「諏訪湖の花火」に関する商標の使用内容を下記のとおり変更したいので、一般社団法人諏訪観光協会商標使用に関する規程第16条の規定により申請します。

許可番号	
使用分類	第 類
使用商標	諏訪湖の花火
使用内容	
変更内容	
変更の理由	

(注意事項)

- 1 変更後の商品もしくは写真等を添付すること。

様式第10号(第16条2)

## 「諏訪湖の花火」商標使用変更承諾通知書

下記の申請者について、商標使用内容の変更を承諾したことを通知いたします。

記

【1】申請者名 : \_\_\_\_\_

【2】代表者名 : \_\_\_\_\_

【3】所在地 : \_\_\_\_\_

【4】承諾番号 : \_\_\_\_\_

【5】変更内容 : \_\_\_\_\_

【6】承諾日 :       年   月   日

年   月   日

一般社団法人 諏訪観光協会  
会 長

⑨

一般社団法人諏訪観光協会商標使用に関する規程（流れ）

